広島市青少年センターの受付拒否期間の優先使用申出書

令和　　年　　月　　日

　広　島　市　長　様

　広島市教育委員会　様　　　　申請者　申請団体名：

代表者氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者：　　　　　　（Tel　　　　　　　　　　　）

 次のとおり事業を計画しております。ついては、広島市青少年センターの優先使用の申出をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用日時 | 使用室名 | 区分 |
| 令和　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分～　　時　　分 |  | 青年・一般 |
| 令和　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分～　　時　　分 |  | 青年・一般 |
| 令和　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分～　　時　　分 |  | 青年・一般 |
| 令和　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分～　　時　　分 |  | 青年・一般 |
| 令和　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分～　　時　　分 |  | 青年・一般 |
| 事業名称 |
| 使用目的（優先使用の申出をした理由） |
| 内　　容（事業計画等事業の内容が分かる資料を添付）※申請日ごとに内容が違う場合は、日にちごとに記入してください。 |
| 理　由（次の該当項目に○を付すこと。）　１　国、地方公共団体若しくは地方公社、又はこれに準ずる者が主催（経費を負担する場合の共催を含む。）する場合で、日程が確定しているもの　２　国際的又は全国的又は広域的（広島県内以上）な事業で、早期に会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの（学会、研究会等）　３　複数の会場を使用した事業の一会場として青少年センターを使用する場合で、他会場の予約は既に完了しており、早期に青少年センターの会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの　４　正規の手続でホールの使用許可を受けた者が、楽屋のみでは円滑な事業実施が困難として諸室の優先使用を申し出るもの　　　（控室として諸室の優先使用を申し込む場合は、必ず楽屋を使用すること。） |

上記のことについて、広島市青少年センター条例施行規則及び広島市青少年センター青年の家管理運営規則の第３条第２項ただし書きに該当することから受け付けてよいでしょうか。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付 | 係 | 主　任 | 館　長 |  | 受付年月日令和　　年　　月　　日 |
| 決　裁 | 係 | 係　長 | 課　長 | 決定年月日令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 育成部へ送付 | ／ | ㊞ |  | 申請者へ連絡 | ／ | ㊞ |  | 申請書提出 | ／ | ㊞ |

5年保存